２障福第６９７号

令和２年４月２４日

　各指定放課後等デイサービス事業所設置者　様

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長

（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業期間の延長

に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（依頼）

　本日、愛知県教育委員会は、県立学校の臨時休業期間を５月３１日（日）まで延長し、あわせて教育事務所経由で市町村教育委員会へ要請を行ったところです。

また、私立学校についても愛知県知事から要請がなされております。

　ついては、学校の臨時休業期間中（５月３１日（日）まで）は、これまでどおり、感染防止対策を行った上で、午前中から開所する等、障害児の居場所の確保に努めるなど、適切に対応していただきますようお願いします。

　あわせて、令和２年４月１０日付け２障福第６３３号「新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく障害福祉サービス等事業所の対応について（依頼）」及び厚生労働省からの令和２年４月７日付け事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」を参考に、適切な対応をお願いします。

担当　事業所指定・指導グループ

電話　０５２－９５４－６３１７

ＦＡＸ　０５２－９５４－６９２０

電子メール　[shogai@pref.aichi.lg.jp](mailto:shogai@pref.aichi.lg.jp)